

令和4年度

知的財産に係る手続き

生研支援センター企画情報部企画課

Copyright © 2022 BRAIN all Rights Reserved.

※生研支援センターは、生物系特定産業技術研究支援センターの通称です
(Bio-oriented Technology Research Advancement Institution)

- 1. 対象となる“特許権等”（知的財産権）**
- 2. 特許権等の帰属**
- 3. 知的財産のマネジメント**
- 4. 手続きと使用様式**
- 5. 委託契約書のR4年度改正内容**
- 6. 遵守していただきたい手続き**

1. 対象となる“特許権等”（知的財産権）



- 特許権、特許を受ける権利（特許法）
- 実用新案権、実用新案登録を受ける権利（実用新案法）
- 意匠権、意匠登録を受ける権利（意匠法）
- 著作権（著作権法）
- 回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利（半導体集積回路の回路配置に関する法律）
- 育成者権（種苗法）

産業技術力強化法施行令第2条に記載された権利

上記の他に「ノウハウ」も含むものとする。

（契約書第27条、実施要領96ページ「1.用語の定義」）

2. 特許権等の帰属

委託事業で得られる特許権等の成果は本来事業主体（生研支援センター）に帰属するが、産業競争力の強化のため、生研支援センターでは以下の規定を遵守することを委託先に約させることによって、国の資金を投入して行った委託研究の成果を委託先である事業者へ帰属させている。

1. 研究成果に係る発明等を行ったときは生研支援センターに報告すること
2. 国の要請に応じて、公共利益のために特に必要な場合は、生研支援センターまたは生研支援センターが指定した者に無償実施又は利用することを許諾すること
3. 正当な理由なく相当期間特許権等を活用していない場合には、国の要請に応じて当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること
4. 第三者に当該知的財産権の移転又は専用実施権※の設定若しくは移転を承諾するときは、例外として定めた場合を除いて、予め生研支援センターの承認を受けること

（契約書 第36条第1項、実施要領96ページ「2.特許権等の帰属（1）」）

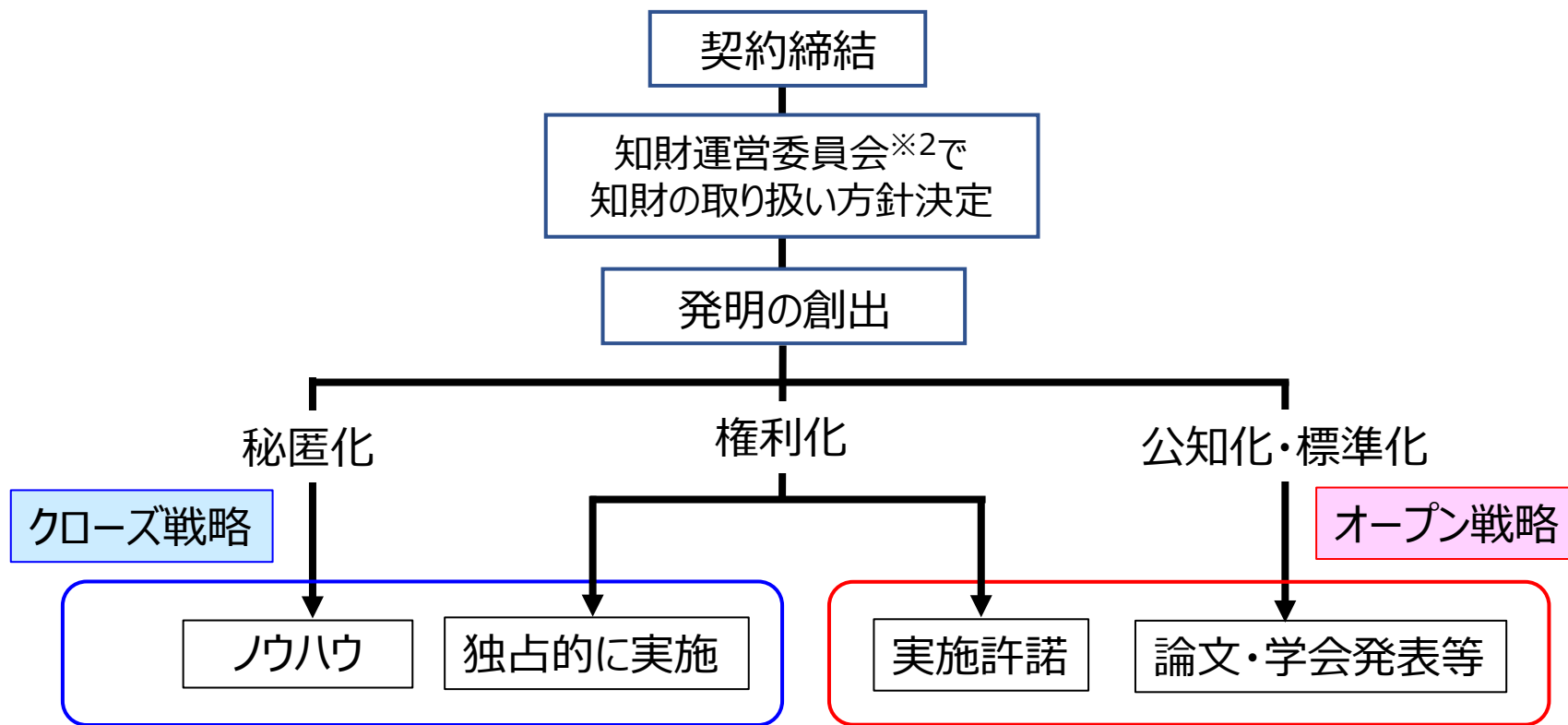
対応する法令：「日本版バイ・ドール制度」を規定した **産業技術力強化法第17条**

※ 以下、本資料では、「実施（権）」は著作権、育成者権及び回路配置利用権を対象にした「利用（権）」も含む。

3. 知的財産のマネジメント



- 自ら保有する知的財産をオープンに活用、秘匿化するというオープン・アンド・クローズ戦略によって、技術の価値を最大化する取組が重要※1



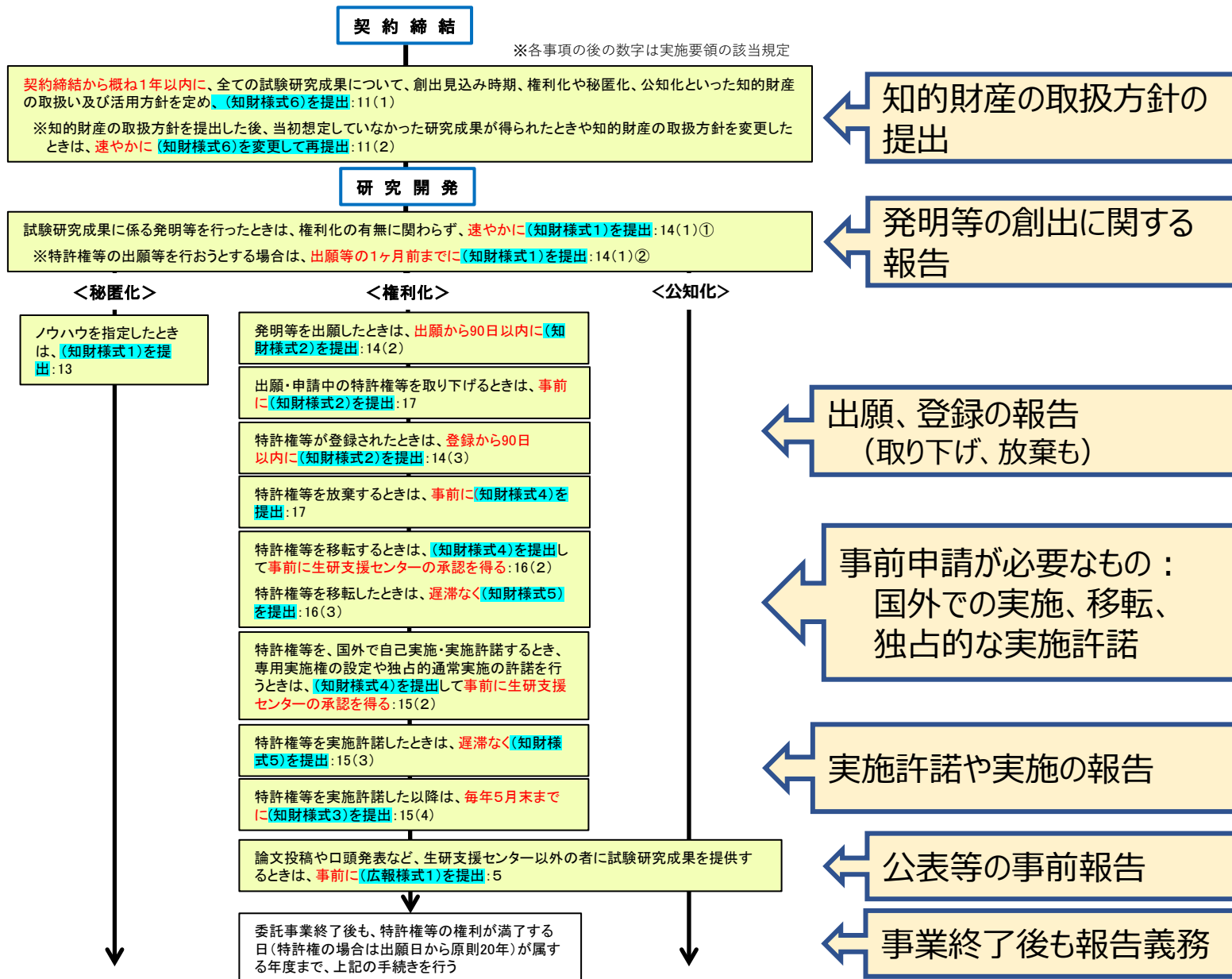
- 農林水産業・食品産業等の現場とも連携しつつ、権利化と秘匿化の組合せや複数の知的財産権の組合せに取り組む。※3

※1) 「農林水産研究における知的財産に関する方針」(平成28年)の第1の1を参照。

※2) 知財運営委員会では、研究コンソーシアムにおいて「知的財産の取扱方針」を定め、権利化、秘匿化、公知化、標準化等の方針を審議・決定を行う。

※3) 「農林水産研究における知的財産に関する方針」(平成28年)の第3の3の(1)の①を参照。

4. 手続きと使用様式①



4. 手続きと使用様式③

知的財産の手続き	時期	使用様式
発明等（知的財産の創出）	出願前に報告（ノウハウは指定時に、著作物は遅滞なく）	発明等報告書（知財様式1）
国内出願、国外出願	事後通知（90日以内）	特許権等出願通知書（知財様式2）
国内登録、国外登録	事後通知（90日以内）	特許権等登録通知書（知財様式2）
国内実施	事後報告	特許権等実施報告書（知財様式3）
国内通常実施権許諾（非独占的）	事後報告	特許権等実施許諾報告書（知財様式5）
国外実施	事前申請	特許権等国外実施申請書（知財様式4）
	事後報告	特許権等実施報告書（知財様式3）
国外通常実施権許諾（非独占的）	事前申請	特許権等国外実施申請書（知財様式4）
	事後報告	特許権等実施許諾報告書（知財様式5）
専用実施権設定又はその移転、独占的通常実施権許諾、移転	事前申請	特許権等専用実施許諾・独占的実施許諾申請書兼特許権等移転申請書（知財様式4）
	事後報告	特許権等実施許諾報告書 兼特許権等移転報告書（知財様式5）

- 特許権等出願等を行ったとき、権利が登録されたときの報告期限はいずれも90日とする。
- 国外実施、国外実施権許諾、独占的通常実施権許諾・専用実施権設定・移転（薄緑色部分）は、事後報告だけでなく、**事前申請**を行い生研支援センターの承認を受けることが必要。
- 事業終了後も権利が消滅するまで上記の報告や申請の義務がある（**契約書の存続条項**より）。

4. 手続きと使用様式④



(知財様式 6)

委託契約締結後、コンソーシアムにおいて知的財産の取扱い方針を定め、概ね1年以内に本様式を提出（取扱い方針を変更した場合はその都度提出。）

e-Rad課題ID(半角英数字)

12345678

(知財様式 6)

令和 年 月 日

「〇〇（事業名）」に係る知的財産の取扱い方針

1. 課題番号及び研究課題名

課題番号	00000
研究課題名	〇〇特性を持った△△新品種の育成、栽培技術及び長期貯蔵技術の開発

2. 知的財産の取扱い方針の作成者

コンソーシアム名	〇〇コンソーシアム
代表研究機関名	△△研究所
研究代表者名	〇〇領域長 〇〇 〇〇

3. 研究参画機関名

研究参画機関名	▲▲県農業試験場 (株) ■■
---------	--------------------

4. 手続きと使用様式④

(知財様式 6)

5. 研究成果の知的財産としての取扱いに関する基本方針

以下について記載すること。

- ① 当該研究課題において開発される予定の主な技術等（技術、品種、装置、機械、物質、素材、プログラム、データベース等）
- ② 本委託契約の成果による発明、特許権等と区別するため、①の開発において「委託先が本委託研究開始前から保有していた特許権等及び本委託研究によらずに取得した特許権等（バックグラウンド知財）」が必要な場合、どのように活用、寄与するのか（今後出願予定の発明も含む。また、出願予定の時期も合わせて記載）（コンソーシアム構成員だけでなく、協力機関、第三者が保有するものについても併せて記載）
- ③ ①で開発される予定の主な技術等について、知的財産としての取扱いに関する基本的な方針
- ④ ③を踏まえた普及・実用化（基礎研究の場合は、発展、実用化研究へ発展）への道筋

6. バックグラウンド知財の概要

研究機関名 (構成員、研究機関名) ※1	本委託研究開始前から保有していた特許権等及び本委託研究によらずに 取得した特許権等（バックグラウンド知財） ※2				
	発明の名称	出願日	公開番号	出願番号	本委託研究課題との関連 ※3
△△研究所 ▲▲県農業試験場	○○の特性を持った新品種の育成	2020/8/8	2020-012345	2020-223344	権利者： 課題名：
△△研究所 (株) ■■	●●の貯蔵に関する条件の解明	2020/10/1	方式審査中	2020-123456	権利者： 課題名：
△△研究所	○○の特性に関するDNAマーカー	出願予定 ※4			権利者： 課題名：

4. 手続きと使用様式④

(知財様式 6)

7. 各小課題における知的財産の取扱方針

小課題名 (項目の場合は、大項目・中項目・小項目を記載) ※1	担当研究機関名 (構成員名)	想定される研究成果及び知的財産としての取扱い			
		研究成果の概要	創出年度	知的財産としての取扱い ※2	知的財産としての活用方針 ※2
1. ○○の特性を持つ● ●新品種及び○○の特性を最大限引き出す栽培方法の開発	△△研究所 ▲▲県農業試験場	○○の特性を持った新品種の育成	R3	育成者権 (国内、国外)	国内種苗会社等へ広く利用許諾し普及する。また、海外流出を防ぐため、○○国では利用しない。
		育成した新品種の栽培方法	R5	権利化せずに公知化著作権	論文及び新品種向け栽培マニュアルとして公表する。
2. ●●の長期貯蔵条件の解明及び長期貯蔵技術の開発	△△研究所 (株) ■■	●●の貯蔵に関する条件の解明	R3	論文発表	データを論文として公表する。
		●●の長期貯蔵を可能とする包装材の開発	R3	特許権 (日本) 権利者: (株) ■■	(株) ■■において実用化する。
		新たな包装材を用いた●●の長期貯蔵方法	R4	ノウハウとして秘匿 (5年間)	包装材の販売と合わせて、秘密保持契約を締結した上で、販売先に情報開示する。なお5年間ノウハウとして秘匿後マニュアル化して公知化する。
3. ○○の特性に関するDNAマーカーの開発	△△研究所	○○の特性に関するDNAマーカー	R4	特許権 (国内)	リサーチツール特許として、要請に応じて広く許諾する。

4. 手続きと使用様式⑤



(知財様式 1)

ノウハウも含めて、研究成果の発明等を行った際には最初に提出。出願前に十分検討しておくべき事項の記入欄があるので注意（次ページ）。

e-Rad 課題 ID (半角英数字) 12345678

(知財様式 1)

発明等報告書

e-Rad番号を必ず記入

年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター 所長 殿

(報告者)

研究機関名： 発明等を行った委託先の研究機関名を記す。

研究実施責任者名： 上記研究機関の研究実施責任者名を記す。

〇〇年〇〇月〇〇日付け委託契約（変更契約している場合は「(〇〇年〇月〇日変更契約)」と付記する。）に基づく下記1項記載の委託試験研究の成果として、下記2項に記載した発明等を行ったので（コンソーシアム方式の場合は「代表機関を通じて」を追記。）、報告します。

⇒ 単年度で契約する事業は全ての契約履歴を記入（他様式も同様）

1. 本報告に係る委託試験研究の概要

事業名	〇〇〇〇〇事業
研究領域（研究課題）名 「試験研究計画書名」	〇〇〇〇〇〇〇 各事業の研究領域、研究分野、研究課題等を記入する。 「〇〇〇〇〇〇〇の開発」
コンソーシアム名、 代表機関名・代表者名	コンソーシアム：コンソーシアム方式でない場合は記入不要。 代表機関名：委託契約書の「代表機関名」、「代表者名」を記入する。
研究代表者名	研究代表者：××大学 〇〇太郎
試験研究の実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日

(知財様式 1)

2. 発明等

発明者名 (共同発明の場合は全発明者を記入)	発明太郎 ××大学××研究室 発明花子 ××研究所××解析室 (第三者) ← 委託先又は構成員以外の者である場合は「(第三者)」を明記。
出願人名 (共願の場合は全出願人名を記入)	××大学 ××研究所 (第三者) ← 委託先又は構成員以外の者である場合は「(第三者)」を明記。
発明等の名称	○○○○○○○の開発方法
発明等の概要	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (概略を記載する)
従来技術との相違点・新規性	・特許権であれば報告者が「新規性」「進歩性」があると考えている部分を簡潔に記載、意匠権であれば「新規性」があると考えている部分を簡潔に記載、「育成者権」であれば「区別性」がある範囲を簡潔に記載。
発明等の取扱方針	権利化・権利化せず公知化・ノウハウとして秘匿 (いずれかを記載)
特許権等の対象	特許権、実用新案権、意匠権、育成者権、著作権、その他 () (いずれかを記載)
国外出願の予定	有・無・未定 (いずれかを記載)
権利化せず公知化する場合における公知化の方法	①学会、②論文、③プレスリリース、④HP、⑤イベント、⑥第三者への提供、⑦その他 ()

⇒ 権利化する
場合の重要
事項

知財の方針

4. 手続きと使用様式⑥



(知財様式 2)

出願（PCT出願時や国内移行時も提出。）や登録を行ったときに提出。出願取下げ事前通知書も兼用。

(知財様式 2)

e-Rad課題ID(半角英数字) 12345678

- 特許権等 出 願 通 知 書
- 特許権等 登 録 通 知 書
- 特許権等 出願取下げ事前通知書

令和 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター 所長 殿

(通知者)

研究機関名：

代表者名： 上記研究機関代表者の役職名と氏名を記す。

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け委託契約（変更契約している場合は「（令和〇〇年〇月〇日変更契約）」と付記する。）に基づく下記1項記載の委託試験研究の成果として得られた下記2項記載の特許権等を出願したので、出願したことを証する資料を添えて（コンソーシアム方式の場合は「代表機関を通じて」を追記）通知します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け委託契約（変更契約している場合は「（令和〇〇年〇月〇日変更契約）」と付記する。）に基づく下記1項記載の委託試験研究の成果として得られた下記2項記載の特許権等を登録したので、登録したことを証する資料を添えて（コンソーシアム方式の場合は「代表機関を通じて」を追記）通知します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け委託契約（変更契約している場合は「（令和〇〇年〇月〇日変更契約）」と付記する。）に基づく下記1項記載の委託試験研究の成果として得られた下記2項記載の特許権等を出願取下げしたいので、（コンソーシアム方式の場合は「代表機関を通じて」を追記）事前に通知します。

4. 手続きと使用様式⑦



(知財様式3)

自己実施、実施許諾先の実施、移転先の実施のいずれもが対象。
前年度の実施状況を次年度の5月末までに報告。

e-Rad 課題 ID (半角英数字) 12345678

(知財様式3)

特許権等実施報告書

年 月 日

2. 実施した特許権等

特許権等の種類	特許権、実用新案権、意匠権、育成者権、その他 () (いずれかを記載)
登録番号/出願番号等	〇〇〇〇号 / 〇〇〇〇-〇〇〇〇号 出願日: 年 月 日 登録日: 年 月 日 (権利期間: 年 月 日迄)
発明考案等の名称	英文の場合は和文を併記する。
特許権等権者/発明者 (共有特許権等の場合は共有者を連記)	××大学 / 発明太郎 ××研究所 (第三者) / 発明花子 ← 特許権等権者が委託先又は構成員以外の者である場合は「(第三者)」を明記。
実施の形態	自己、実施許諾先、移転先、その他 () (いずれかを記載)
実施者名等	<<記載例>> ・自己の場合: ××研究所 (第三者) 所長 〇〇〇〇 ・実施許諾先の場合: ××株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇 許諾形態: 専用実施権 実施許諾契約締結日: 年 月 日 実施許諾期間: 年 月 日 ~ 年 月 日

4. 手続きと使用様式⑧



(知財様式 4)

「国外実施」、「専用実施許諾（設定・移転）、独占的実施許諾」、「移転」を行う場合は、「知財様式 4」により事前に申請。また、「放棄」を行う場合も、「知財様式 4」により届出。

e-Rad課題ID(半角英数字) 12345678

(知財様式 4)

- 特許権等 国 外 実 施 申 請 書
- 特許権等 専用実施許諾・独占的実施許諾 申請書
- 特許権等 移 転 申 請 書
- 特許権等 放 棄 届 出 書

申請/届出内容の記入表 (抜粋)

令和〇年〇月〇日

< 国外実施 >

実施国 (場所)	
実施の形態	自己実施 ・ 第三者への実施許諾
実施者の名称、住所	株式会社〇〇/〇〇 (国名) 〇〇 (州名) 〇〇 (都市名)
実施者の代表者名	代表取締役社長 〇〇〇〇

< 移転 >

移転の形態	全て移転 ・ 一部移転 ・ 持分移転 (譲渡又は放棄)
実施許諾等の有無	有 ・ 無 (実施許諾の形態と許諾先 :)
移転先の名称、住所	×× 製作所/〇〇市〇〇区
移転契約締結予定日	年 月 日
実施を予定している場所	国内または国外を記載。具体化している場合は詳細を記入。

< 専用実施許諾・独占的実施許諾 >

実施許諾の種類	専用実施許諾 (設定・移転) ・ 独占的通常実施許諾
実施許諾先の名称、住所	×× 製作所/〇〇市〇〇区
実施許諾契約締結予定日	年 月 日
実施許諾予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (延長予定 有・無)
実施を予定している場所	国内または国外を記載。具体化している場合は詳細を記入。

< 放棄 >

放棄予定日	年 月 日
放棄の理由	(具体的な理由)

4. 手続きと使用様式⑧

(知財様式 4)

申請書の記入区分

申請区分			記入する表		
			< 国外実施 >	< 専用実施許諾・ 独占的实施許諾 >	< 移転 >
1	自己実施	国外	○		
2	通常実施許諾	国外	○		
3	専用又は独占的実施許諾	国内のみ		○	
4	専用又は独占的実施許諾	国外	○	○	
5	移転	国内のみ			○
6	移転	国外	○		○

事前申請（専用実施権設定又はその移転、独占的通常実施権許諾、移転：“移転等”）の例外

- ① 合併または分割による移転
- ② 構成員が株式会社であって、その親会社・子会社に移転等をする場合
- ③ 構成員が承認TLO又は認定TLOに移転等をする場合
- ④ 構成員が技術研究組合であって、その組合員に移転等をする場合

➡ 知財様式 5 により報告。

4. 手続きと使用様式⑨



(知財様式5)

実施許諾や 移転を行ったときに遅滞なく報告。

e-Rad課題ID(半角英数字) 12345678

(知財様式5)

- 特許権等 実施許諾 報告書
- 特許権等 移 転 報告書

年 月 日

3. 実施許諾した特許権等及び許諾内容(該当しない場合は無記入)

実施許諾の形態	通常実施権(独占的、非独占的、再実施権付)、専用実施権(設定、移転)等を記す。
実施許諾先の名称、住所	××製作所/〇〇市〇〇区
実施許諾契約の期間等	契約締結日: 年 月 日 契約期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日 契約延長予定 有・無のいずれかを記載

4. 移転した特許権等(該当しない場合は無記入)

移転の形態	特許権等を全て移転、一部移転、持分移転(譲渡もしくは放棄)のいずれかを記入
移転先の名称、住所	××製作所/〇〇市〇〇区
移転契約の締結日	年 月 日

4. 手続きと使用様式⑩



(広報様式 1)

特定又は不特定多数の第三者に情報や試作品を提供するときに事前に提出。
 ※特許出願の有無や特定の第三者との秘密保持には特に留意すること
 (赤枠内)。

広報様式 1 研究実施内容発表事前 (事後) 通知書

e-Rad課題ID(半角英数字)

12345678

コンソーシアム名: ○○○○○○○○

※白色セルに入力してください。

研究実施機関					報告の具体的な情報							
提出日	生研支援センター受領日	試験研究計画名又は実施課題名	研究実施機関(構成員名)	研究実施者名	発表形態 (①学会発表(ポスター発表含む)、②論文発表(学術誌、雑誌等)、③マスコミ取材(TV、新聞)、④プレスリリース、⑤HP掲載、⑥イベント開催、⑦出願公表、⑧試作品、研究データ等の第三者への提供、⑨その他)	発表タイトル	対応者等の詳細情報 ①マスコミ取材の場合は、マスコミ名、取材者及び取材対応者名を記載する。 ②プレスリリースの場合には、発表タイトル及び発表者氏名を記載する。 ③HPへの掲載の場合には、掲載タイトル及び著者名を記載する。	公表の内容(概要) ①マスコミ取材の場合は、取材日、取材記事掲載予定日を記述する。 ②プレスリリース、HPへの掲載の場合には、「別紙のとおり」と記載し、原稿を添付する。 ③イベント開催等の場合は、開催要領(案)を添付する。 ④学会発表、学術論文の公表の場合、その概要を50~200字で記載する(発表要旨の転記でも可)。 ⑤試作品、研究データ提供の場合は、第三者の名称を記載する。なお、NDA、共同研究契約書等の添付が必要な場合がある。	事業名の明示(表記、口頭)事業名の記載がない場合は事業の成果として認められません。	特許権との関係の有無 特許申請の有無、申請していない場合に発表内容が特許権等に関する可能性の有無を記入する。	プレスリリース、マスコミ取材後の発表実績の有無	備考 (掲載された雑誌名、新聞名、掲載ページ、年月日あるいはHPアドレス等) (イベント開催等の場合は、参加者数(事後報告可))
2022/2/3	2022/2/3	○○○○の○○○○の○○○	国立研究開発法人○○○○()	○○ ○○	①学会発表(ポスター発表を含む)	○○○○○○○○	○○○○、○○○○		有・無	有(申請前)	有	

本様式は、急な取材等でやむを得ない場合を除き事前に提出。

5. 委託契約書の令和4年度改正内容①



(1) 報告対象の権利から「商標権」を削除 (契約書 第27条第2項)

産業技術力強化法施行令が規定する権利の中に「商標権」は含まれないため削除。

商標権の報告義務はなくなるが、実用化におけるブランド戦略のための知的財産権としては引き続き重要。

(2) 国外実施と他の申請の同時申請

(契約書 第38条第3項、第39条第3項)

国外実施を行う場合は事前申請が必要。

なお、

① 国外実施と専用実施権許諾（設定・移転）又は独占的通常実施権許諾

② 国外実施と権利の移転

を行う場合、これまで①又は②の申請をそれぞれ事前に行っていたが、両方を合わせて事前に申請ができるように変更。

知財様式4の様式や記入法も分かり易く改正。 ⇒ 14、15ページ参照

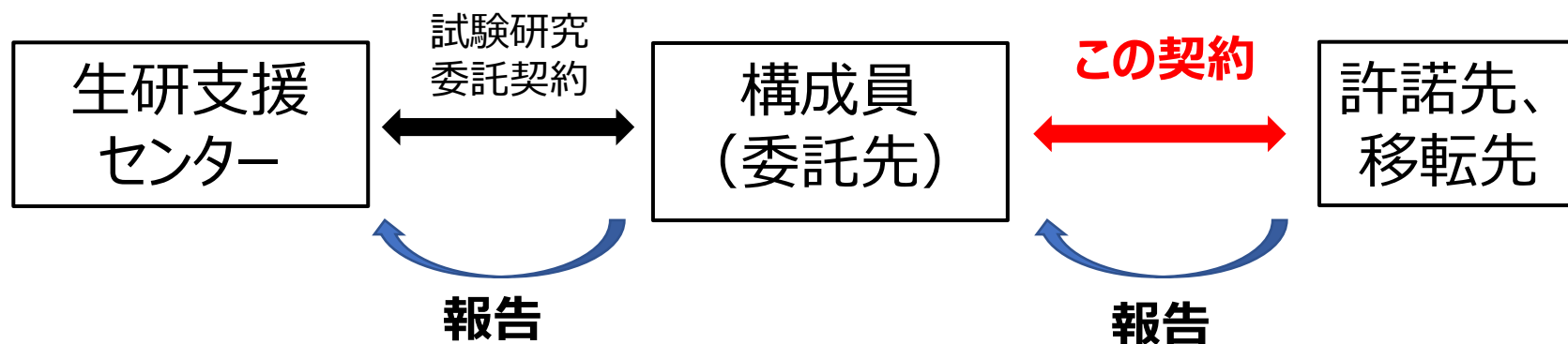
5. 委託契約書の令和4年度改正内容②



(3) 実施許諾先や移転先の第三者に対し生研支援センター契約書に記載している手続きと同様の義務を明記 (契約書 第38条第1項、第39条第1項)

生研支援センターは実施許諾先や移転先とは直接契約しないため、実施許諾や移転を行う場合には、**権利者である構成員と許諾先／移転先との間の契約**において、生研支援センターと構成員（コンソーシアム）が締結した試験研究委託契約書の関係条項の運用に支障が生じないように約させることを明記。

許諾先／移転先の第三者は実施状況などを構成員に報告し、構成員が生研支援センターに報告できるようにする旨を実施許諾／移転契約等に記載する。



6. 遵守していただきたい手続き①



- (1) 特許等の出願書類に国等の委託研究成果である旨を記載してください。**
(契約書 第36条第3項)

記載忘れの場合は記入の補正を行っていただきます。

記載例 (実施要領97ページ「2.特許権等の帰属」)

(3) 構成員は、前項(1)の規定により構成員に帰属するとされた当該特許権等に係る出願等を行う場合は、出願等に係る書類に国等の委託研究の成果に係る出願等である旨を表示しなければなりません*。

(記載例)

国等の委託研究の成果に係る特許出願：国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター「〇〇〇〇〇〇事業（うち△△△△プロジェクト）」、産業技術力強化法第17条の適用を受けるもの

* 特許権等出願等を行う場合に国等の委託研究成果である表示を行うことについては、**特許法施行規則第23条、意匠法施行規則第2条、実用新案法施行規則第1条の2**に規定されている。

6. 遵守していただきたい手続き②

(2) 発明者や出願人欄に第三者を明記してください。

発明者名 (共同発明の場合は全発明者を記入)	発明太郎 ××大学××研究室 発明花子 ××研究所××解析室 (第三者) ← 委託先又は構成員以外の者である場合は「(第三者)」を明記。
出願人名 (共願の場合は全出願人名を記入)	××大学 ××研究所 (第三者) ← 委託先又は構成員以外の者である場合は「(第三者)」を明記。

発明者名及び出願人名に第三者がいる場合には、機関名に続いて「(第三者)」と記載するとともに、「第三者と共同研究する理由書兼第三者を共同出願人に加える理由書」の提出が必要です。

(契約書 第7条(第三者との共同研究)、第42条(特許権等の第三者との共同出願))

(3) 特許権等の権利存続期間中は報告・申請義務があります。(契約書 第56条)

委託研究終了後も、特許権等の出願、実施、実施許諾等を行った又は行う場合には、契約書の権利存続条項に基づき、所定の様式により報告・申請してください。

BRAINのHPから



をクリック



▶ サイトマップ ▶ お問い合わせ ▶ English



ENHANCED BY Google

検索

生研支援センターについて

研究事業情報

イベント・技術移転情報

プレスリリース・広報

採用情報

生物系特定産業技術研究支援センター / 生研支援センター基礎的研究業務関連共通様式集

生物系特定産業技術研究支援センター

生研支援センター基礎的研究業務関連共通様式集

生物系特定産業技術研究支援
センター

▶ 概要